

(この雨乞は、元亨三年十二月の條に見えたる雨宮に於いて行ひしものなるべし。僧賢海は永和二年四月十九日の條にも見えたり。)

十一月十九日。沙彌立阿、得江季員に、羽咋郡志雄保の地を交付す。

【天野文書】

五九七

能登國志雄保内五十石田四段事、所打渡得江八郎二郎季員也。仍渡狀如件。

永和三年十一月十九日

沙彌 立阿 在判

天授四年

戊午

紀元二〇三八

永和四年

京都

四月廿七日。長谷部芝叟、鳳至郡總持寺に、櫛比莊内保村の田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

五九八

奉寄進能登國櫛比庄内うちほむらの中、ほりこしに田一たん、名字五の田一所

ながい村に田一たん、名字なしの木田一所

右件のところは、沙彌芝叟重代しよりやうたるあいだ、崇信(伊勢)・曉窓のぼたいのために、惣持寺御寺ながく寄進申處也。子孫にをいていらんわづらい可(可)不申候。仍爲後日寄進狀如件。

永和四年卯月廿七日

(長谷部) 沙彌 芝 叟 在判

(伊勢崇信・同息女曉窓のことは永徳二年十月の條に見え、沙彌芝叟が長谷部氏なることは應永六年六月十七日の條に見ゆ。)

六月廿六日。珠洲郡若山莊領家日野資數、二郎兵衛某を同郡馬繫村恒俊名の名主職に補す。

【本光寺文書】

珠洲郡

五九九

(日野資數カ) 袖判

宛下 恒俊名々主職事

合壹町參者 二郎兵衛所

右當名之新田分、惣四郎五管三郎三、金穴三・六空太郎

八・恒俊壹段四、有年限貢以下付本名宛行之所也。無礙意可致其沙汰之狀如件。

永和四年六月廿六日

(恒俊名は恒利名に同じ。その馬繫村のうちなることは貞和五年四月十一日の條に見えたり。)

九月廿四日。長谷部正連、鳳至郡總持寺に、その寺領おのや谷を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

六〇〇

奉寄進

能登國鳳至郡櫛比庄のうち諸岳山惣持寺敷地寺領事 右任定賢律師施入之狀、わのやの谷奉寄進意趣者、義印(長谷部)禪門菩提のため、并正連現當二世のため也。子々孫々於彼處致違亂煩者、不可知行正連所領。仍寄進之狀如件。

永和二年九月廿四日

左近將監正連 在判

(定賢律師施入狀といふものは、嘉曆四年二月十三日の條に載せたるものを指すなるべし。)

六〇一

【總持寺文書】

渡申惣持寺之寺領事

茂のや谷富岳山腰一段八田、并鎮守白山宮之修理地田畠等事。

右依爲寺家之御理運、任本寄進狀渡申處也。仍爲後日渡狀如件。

永和二年九月廿四日

左近將監正連 在判

十月廿三日。鳳至郡總持寺五院の住持等、互に本寺の維持を誓ふ。

【總持寺文書】 鳳至郡

六〇二

當山者末代本寺也。法眷門徒中、一味同心而可守當寺。特更有異子細時者、拋萬事就本寺可評議。盡未來際莫令宗風墜地山門衰墜。若有違犯輩者、不可爲峨山門下兒孫者也。仍聯判狀如件。

永和四戊午年十月二十三日

五院列祖 連判

(こゝに五院列祖とあるも大源宗眞を除く四人なる